

平成 27 年 2 月 10 日
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

サイバーセキュリティ戦略本部第 1 回会合の開催について

本日、サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官。以下「本部」という。）の第 1 回会合が開催されたところ、その概要は以下のとおり。

1. 本部の運営等について（決定）

本部の運営に関する規程を決定するとともに、旧情報セキュリティ政策会議（平成 17 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）から本部に下部組織、既往の決定事項及び検討事項を引き継ぐことが決定された。

2. 重大インシデントの対応等について（決定）

本部において、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「基本法」という。）第 25 条第 1 項第 3 号に定める国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）及び同法第 30 条及び第 31 条に定める関係行政機関の長から本部へのサイバーセキュリティに関する資料等の提供等を処理するため、「サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則」、「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」が決定された。

3. サイバーセキュリティ政策の評価等について（決定）

「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）に基づく平成 26 年度の政策についてその結果を評価して年次報告にとりまとめるため、「平成 26 年度 サイバーセキュリティ政策の評価等の実施方針」が決定された。

4. 新・サイバーセキュリティ戦略について

基本法第 12 条に基づき新たなサイバーセキュリティ戦略の案を策定するため、サイバー空間上の脅威や事案、その対策の経緯を踏まえつつ、あらゆるものがインターネットに接続される社会（I o T）が広がるなど将来的な社会・技術の変化、サイバー空間の捉え方、その基本原則といった全般的な事項、経済・社会の持続的な発展、安全・安心な経済社会活動の実現、国際貢献・安全保障といった政策分野

別の事項、更に意識啓発、人材育成、研究開発といった基盤的事項等の主な検討課題に加え、今後の進め方等が討議された。

5. サイバーセキュリティ対策を強化するための施策の評価（監査）の方針について

本部において、基本法第 25 条第 1 項第 2 号に定める「国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）」を実施するため、各府省庁の組織の体制や制度の検証を行うマネジメント監査、情報システムの攻撃に対する強度の調査を行うペネトレーションテスト等について、評価（監査）の目指すべき方向や今後のスケジュールが討議された。

6. 関係機関との協力について

サイバーセキュリティ対策を推進するため、NISCと関係機関との協力関係強化の一環として、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）との間での国際連携活動及び情報共有等に関するパートナーシップを新たに締結することのほか、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）との間での脆弱性対応、民間事業者や独立行政法人等との情報共有、政府機関のシステム調達等に関するセキュリティ認証、国民・企業等に対する普及啓発等の幅広い分野でのパートナーシップを新たに締結することなどについて報告された。

7. 政府のサイバーセキュリティに関する予算について

政府のサイバーセキュリティに関する平成 27 年度予算政府案及び平成 26 年度補正予算の状況が報告された。

8. サイバーセキュリティ月間について

従前から、関連行事の開催や広報等の普及啓発活動を集中実施してきた普及啓発月間について、本年度は名称を「サイバーセキュリティ月間」に改めるとともに、サイバーセキュリティ・カフェや競技形式の訓練、検索ポータルサイトと連携した意識調査といった新しい試みも取り入れた上、2月1日から3月18日までの間実施することが報告された。

（別添）資料一式

※ 本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターのホームページにおいても公表する。（<http://www.nisc.go.jp/conference/cs/index.html>）